

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

◎窓口にて本人確認資料を提示願います。また、裏面注意事項をよく読んで、必要書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle		自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon) 3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over) 5 オートバイ (Motorcycle) 6 その他 (Other) ()	運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付けのための回送 (Seal) 4 その他 (Other) ()
車台番号 Serial No.		保険会社名 Name of Co.	株式会社 協同組合
運行の経路 Route	※発着主要経路の地点名を記入してください。 出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) 1 庄内自動車検査登録事務所(三川町) 2 軽自動車検査協会庄内支所(三川町) 3 他 → → ()	証明書番号 Voucher No.	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1~2日間です。)	保険期間 Insurance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
		備考	

裏面の注意事項に同意のうえ、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

申請者	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(氏名・名称) (法人代表者名) (電話 Tel) ()
	業種 Type of industry	1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
番号標受領者 氏名・住所 Recipient name Applicant's Address ※申請者と異なる場合のみ記入		(住所) (氏名)

※事務処理欄(記入しないでください)

受付		作成		台→ 住→	新規 Copy
番号標番号	庄内	-	酒田	枚数	1・2
許可番号	No.				
許可年月日	/				
有効期間	/ ~ /				
備考	免パ個住在他()				

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。
返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、本申請書とともに下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書(いずれも運行期間中に保険期間内のもの)
- 3 来庁者の顔写真付きの身分証明書
※自動車運転免許証、個人番号カードなど、官公署の発行したもの。

◎ 申請書の記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当の番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当の番号に一つだけ○印をつけてください。
「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
出発地と到着地は、町名まで記入してください。(例 酒田市本町2丁目→西村山郡西川町(国道112号)→山形市大字漆山)
※到着地が庄内自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会庄内支所の場合は、該当の番号に○印をつけてください。
※都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売するなどの目的で各地を巡回する場合などは許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請者欄に必ず記入してください。※臨時運行許可証は、申請者名で発行します。
※申請者…実際に車両を運行する個人、法人
※番号標受領者…申請者から委託を受け、代理で番号標を受け取る方(法人の従業員など、実際に窓口に来庁された方)